

南知多町水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7年 9月19日

南知多町長

石黒和彦

南知多町条例第 31 号

南知多町水道事業給水条例の一部を改正する条例

南知多町水道事業給水条例（平成10年南知多町条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、町長が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第 7 条に規定する管理者を含む。以下同じ。）又は他の市町村長が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、令和 7 年10月 1 日から施行する。